

受託研究実施規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が業務方法書第 3 5 条の規定及び中長期計画により行う試験及び研究並びに調査等の業務（以下「研究等」という。）の受託について、その取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正な運営に資することを目的とする。

(受託契約)

第 2 条 理事長は、研究等について依頼があった場合には、当該研究等が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 1 1 年法律第 1 9 2 号。以下「研究機構法」という。）第 4 条に規定する目的に沿ったものであるかを検討の上、当該研究等を受託することが適当であると判断したときには、当該研究等を委託する者（以下「委託者」という。）と業務方法書第 3 6 条第 1 項に規定する当該研究等の受託に関する契約（以下「受託契約」という。）を締結するものとする。

2 理事長は、前項の受託契約を締結しようとする場合は、受託契約書において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 受託に係る研究等の課題
- 二 受託に係る研究等の内容に関する事項
- 三 受託に係る研究等を実施する場所及び方法に関する事項
- 四 受託契約の期間及びその解除に関する事項
- 五 受託に係る研究等の結果の報告に関する事項
- 六 受託に係る研究等の実施に要する経費の額並びに支払の時期及び方法に関する事項
- 七 受託した研究等の結果の取扱方法及びその結果が知的財産権の対象となったときのその帰属及び実施に関する事項
- 八 その他必要な事項

3 受託する研究等が簡単な調査、技術指導、講習等（以下「調査等」という。）である場合にあっては、当該調査等について必要な事項を記載した委託者からの申請書の提出及びこれに対する理事長からの応諾書の送付をもって、当該受託契約とすることができる。

4 受託する研究等が技術相談に係るものである場合にあっては、前 2 項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより実施するものとする。

5 理事長は、前各項の規定にかかわらず競争的研究費その他の外部資金に係る事業に応募し、採択された場合には、当該事業の応募要領その他実施機関が定めるところにより当該事業に係る研究等の受託に関する契約を締結することができる。

(受託研究等に要する経費の額)

第3条 受託に係る研究等の実施に要する経費の額については、次の各号に掲げる受託する業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前条第4項に規定する技術相談に係るものについては、理事長が別に定める額とする。

- 一 受託する業務が研究機構法第14条第2項第1号から第3号までに掲げる業務に係るものである場合 農研機構と委託者との間で協議して決定する額
- 二 受託する業務が前号に掲げる業務以外のものである場合 別表に定める基準により算出される額
- 三 受託する業務が前条第5項による場合 実施機関が定める額の範囲内の額

(経費の納付の時期及び方法)

第4条 委託者は、第2条第5項に定める場合を除き、受託契約の締結後、遅滞なく、受託契約に定める経費の概算額を納付しなければならない。

- 2 前項の概算額の納付は、農研機構が発行する請求書に基づき、銀行振込により行わなければならない。

(試験研究の中止)

第5条 理事長は、農研機構の業務に支障があるため、又は天災地変その他やむを得ない事由により、受託契約により受託した研究等（以下「受託研究」という。）の継続が困難となったときは、委託者と協議の上、当該受託研究を中止することができる。

(研究結果等の通知)

第6条 理事長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、その結果を委託者に通知するものとする。

(精算)

第7条 理事長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、第4条の規定により納付を受けた経費の概算額を精算するものとする。

(特許権等の帰属)

第8条 受託研究に係る発明の特許を受ける権利又はこれに基づく特許権（以下「特許権等」という。）は、第2条第5項に定めるものを除き、農研機構に帰属する。

- 2 農研機構は、必要があると認める場合には、第2条第5項に定めるものを除き、特許権等を委託者と共有することができる。

(独占的实施)

第9条 農研機構は、前条第1項の規定により農研機構に帰属した特許権等について、委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という。）が独占的な実施を希望する場合には、独占的な実施の許諾をすることができる。

- 2 農研機構は、前条第2項の規定により委託者と共有した特許権等（以下「共有に係る特許権等」という。）について、委託者等が独占的な実施を希望する場合には、独占的

な実施の許諾をすることができる。

- 3 農研機構は、委託者等に独占的な実施の許諾をした場合において、委託者等が正当な理由なく実施しないときは、独占的な実施の許諾を中止し、委託者等以外の者に対し、特許権等又は共有に係る特許権等の実施を許諾することができる。
- 4 農研機構は、委託者等に独占的な実施の許諾をしている場合において、公共の利益が著しく損なわれると認められるときは、独占的な実施の許諾を中止し、委託者等以外の者に対し、特許権等又は共有に係る特許権等の実施の許諾をすることができる。

（実施料）

- 第10条 農研機構は、委託者が共有に係る特許権等を実施するときは、当該共有に係る特許権等の実施の許諾に関する契約で定める当該権利に係る農研機構の持分に応じた実施料を徴収する。ただし、農研機構が共有に係る特許権等を単独で委託者以外の者へ非独占的な実施の許諾をすることについてあらかじめ委託者の同意があるときは、委託者から実施料を徴収しないことができる。
- 2 共有に係る特許権等について、委託者以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、農研機構及び委託者に帰属するものとする。ただし、農研機構及び委託者が共有に係る特許権等を単独で委託者以外の者へ非独占的な実施の許諾をすることについてあらかじめ同意するときは、委託者以外の者から徴収する実施料を単独で実施の許諾をした者に帰属させることができるものとする。

（規定の準用）

- 第11条 第8条から前条までの規定は、受託研究に係る特許権以外の知的財産権を受け権利、特許権以外の知的財産権（著作権にあつてはプログラム及びデータベースに限る。）又はノウハウ（非公知の技術情報のうち、秘匿することが可能であつて、かつ、財産的価値のあるものをいい、職務発明規程（13規程第28号）の規定に基づき承継されたものに限る。）について準用する。

（秘密の保持）

- 第12条 農研機構及び委託者は、受託研究において知り得た一切の情報を秘密とし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。
- 一 農研機構及び委託者の責によらず、公知の情報となったもの
 - 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - 三 受託研究の相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
 - 四 受託研究の相手方から事前に書面により第三者に開示する同意を得た情報であるもの
 - 五 受託研究の相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの

（研究成果の公表）

第13条 農研機構は、原則として、受託研究に係る研究成果を公表するものとする。ただし、委託者から公表しないよう申出があった場合には、公表しないこととすることができる。

2 理事長は、前項の規定により受託研究に係る研究成果を公表する場合には、その内容及び時期について、委託者と協議の上、これを決定するものとする。

（外国機関からの受託研究における取扱いの特例）

第14条 農研機構は、外国の試験研究機関（試験研究を実施する外国の政府、州又は自治体の機関、大学その他試験研究機関をいう。以下同じ。）からの受託研究において、第8条から第11条までの規定によることが困難であると認めるものについては、これを適用しないことができる。

（調査等に係る旅費の特例等）

第15条 理事長は、調査等が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額をもって受託研究等に要する経費の額とすることができる。

一 国、農林水産省が所管する他の独立行政法人又は独立行政法人国際協力機構からの受託であって、調査等に要する経費が旅費のみであり、かつ、当該経費が委託者の定めにより調査等をする職員に対し直接支払われる場合 当該職員に支払われる額

二 独立行政法人（前号の独立行政法人を除く。）、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人又はその他の法令に基づく公法人（国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に規定する法人をいう。以下同じ。）からの受託であって、調査等に要する旅費の額が委託者の定めによって旅費規程（18規程第92号）によることができない旨の申出があった場合 農研機構と委託者が協議して決定する額

2 前項第1号に該当する場合における出張の取扱いについては、旅費規程第40条第1項の適用を受けるものとする。なお、この場合の委託者に対する応諾の回答文書には「職員は、旅費を除き、その謝礼として贈られる謝金等は受給することができない」旨を明記するものとする。

3 第1項第2号に該当する場合における出張の取扱いについては、同号の規定により協議して決定する額（その額が旅費規程により算定する額を超える場合は、当該旅費規程により算定した額）により旅費を支払うものとする。この場合の出張旅費に係る旅費請求書の備考欄に「協議により金額修正」と明記するものとする。

（権限の委任）

第16条 理事長は、研究所（組織規程（27規程第139号）第5条に規定する研究所をいう。以下同じ。）の長に、それぞれ当該研究所が実施する受託研究に係る第2条から第7条までに定める事項に関する権限を委任することができる。

2 前項の規定により権限を委任された研究所の長は、同項の規定に基づき受託契約を締結しようとする場合において、委託者が外国の試験研究機関であるときは、あらかじめ、理事長に協議しなければならない。

(契約内容の報告)

第17条 研究所の長は、前条第1項の規定に基づき締結した受託研究契約の内容を、速やかに、理事長に報告するものとする。

(適用除外)

第18条 農研機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条、第4条及び第8条から第11条までの規定を受託研究又は委託者に対して適用しないことができる。

- 一 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の法令に基づく公法人からの委託又は再委託である場合
- 二 その他特別な事情があるとき

(情報システムによる手続)

第19条 この規程に基づく提出、通知等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第32-1号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規程第32-2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17.4.1 規程第32-3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第32-4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19.4.1 規程第32-5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20.4.1 規程第32-6号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20.10.1 規程第32-7号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20.12.1 規程第32-8号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第32-9号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 28-7規程第32-10号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29.3.30 28-44規程第32-11号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の受託研究実施規程の別表は、平成29年6月1日以後に締結する受託契約から適用する。

附 則（平成30.4.1 30-7規程第32-12号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元.12.23 31-19規程第32-13号）

この規程は、令和元年12月23日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-9規程第32-14号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規程第32-15号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6.8.21 06-10規程第32-16号）

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

別表（第3条第2号関係）

経 費 委 託 者			国、独立行政法人、国立大学法人、大学 共同利用機関法人、地方公共団体、地方 独立行政法人、その他の法令に基づく公 法人及び研究所の長が必要と認める法人 等	そ の 他 の 者
試験 研究 及び 調 査 等 に 必 要 な 経 費	直 接 経 費	試験研究費	賃金、消耗品、印刷製本費、通信運搬 費、光熱水料、借料損料、雑役務費、備 品費等受託研究に直接必要な経費（消費 税及び地方消費税を含む）	同 左
		旅 費	旅費規程（18規程第92号）による受 託研究に必要な旅費の額	同 左
	間 接 経 費		直接経費に15%を乗じた額 ただし、間接経費の負担が困難である等 委託者側に特別の事情がある場合には、 委託者と協議の上、決定した額とすること ができる。	直接経費に15%を乗じた額 （その額が5,000円に満たない 場合は5,000円）

注1 受託研究が競争的研究費制度若しくはこれに類する制度又は事業によるものであり、その要領等により別段の定めがある場合の間接経費については、この表による額にはよらず、当該制度等に定められた率等から算出される額とすることができる。

2 間接経費とは、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる農研機構の管理等に必要な経費をいう。